

石川県公報

平成 25 年 12 月 3 日
第 1 2 6 5 2 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○県統計調査の実施	(廃棄物対策課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 2
○都市計画の変更	(都市計画課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 3
○平成25年度石川県ふぐ処理資格者試験公告	(薬事衛生課) 2	○公共測量終了公告	(監理課) 4
		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 4

告 示

石川県告示第488号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成25年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
石川県廃棄物排出量実態調査
- 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が多量に発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標（製造品出荷額等）
 - 基準となる期日又は期間
平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
平成25年12月6日（金）から同月27日（金）まで

石川県告示第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
加賀都市計画道路 3・4・1号大聖寺駅鍛冶町線 (旧3・4・1号大聖寺駅畑線)	加賀市大聖寺鍛冶町、大聖寺山田町、大聖寺本町、大聖寺京町、大聖寺福田町、大聖寺北片原町、大聖寺新町及び大聖寺上福田町の各一部	石川県土木部都市計画課及び 加賀市建設部都市計画課
加賀都市計画道路 3・4・41号片山津インター山代線	加賀市伊切町及び新保町の各一部	〃
加賀都市計画道路 3・5・28号常磐線	加賀市山代温泉及び別所町の各一部	〃

公 告

平成25年度石川県ふぐ処理資格者試験公告

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例（平成18年石川県条例第33号）第15条の規定により、平成25年度石川県ふぐ処理資格者試験を次のとおり実施する。

平成25年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

(1) 学科試験

平成26年2月27日（木）午前10時30分から正午まで

(2) 実技試験

平成26年2月27日（木）午後1時50分から

2 試験の場所

金沢市北安江3丁目2番20号

金沢勤労者プラザ

3 出願に関する書類の受付期間

平成26年1月6日（月）から同年1月17日（金）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 試験実施要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者

住所地为管轄する石川県保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ金沢本店

野々市市御経塚四丁目106番1ほか37筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ケーズデンキ金沢本店

野々市市御経塚四丁目106番ほか

(変更後) ケーズデンキ金沢本店

野々市市御経塚四丁目106番1ほか37筆

3 変更の年月日

平成24年3月1日

4 変更する理由

当該店舗の所在地及び筆数を明確にするため

5 届出年月日

平成25年11月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年12月3日から平成26年4月3日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年4月3日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ金沢本店

野々市市御経塚四丁目106番1ほか37筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 565台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 267台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 154台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 63台

3 変更する年月日

平成26年7月26日

4 変更する理由

当該店舗の実態に応じた必要駐車台数及び必要駐輪台数に変更（減少）するため

- 5 届出年月日
平成25年11月25日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成25年12月3日から平成26年4月3日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成25年11月25日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成25年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (数値地形図作成レベル500・2500)	平成25年4月30日から 同年10月11日まで	石川県南部地域(白山市~加賀市間)

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成25年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字庄ト12番1、12番3から12番16まで及び農道の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字庄ト12番12及び農道の無籍地の一部	金沢市金石北四丁目4番2号 株式会社 ナガタニ住建